平成２４年（フ）第１２９号
兵庫県尼崎市立花町１丁目10番17号アーチ立花Ⅱ403
債務者　向井　良子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３０号
兵庫県西宮市山口町下山口1650番地36　ななくさ厚生院
債務者　岸田　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２号
広島県呉市海岸３丁目13番３―901号
債務者　胡　　直美（申立時の姓出家）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３号
広島県呉市広横路３丁目１番８―202号
債務者　大宮　真美（旧姓高津）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２１号
広島県呉市広中新開１丁目２番10―402号
債務者　堀井　文彰
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６１９号
高知市はりまや町２丁目１番17号　ＹＵＴＡＫＡビル５Ｆ
債務者　大﨑壽々子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１号
佐賀県鳥栖市姫方町319番地１　ヒメコスムＢ棟108
債務者　垣副　秀治
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
熊本市下硯川２丁目７番65号
債務者　家迫　順子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１２１号
熊本市田崎３丁目９番６―15号
債務者　渡邊　勝喜
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１０号
大分県国東市安岐町塩屋1324番地１
債務者　髙原　孝文
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
宮崎県東臼杵郡門川町加草４丁目68番地
債務者　安藤　優子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２８号
宮崎県日向市大王町２丁目33番地
債務者　岩本　　望
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末1435番地１　中屋敷コーポＢ棟102号
債務者　甲斐　若菜
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１号
沖縄県石垣市字新川1746番地１　グランヴィリオホテル社員寮302号
債務者　山田　三智（旧姓南）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第９４号
千葉県柏市南逆井４丁目12番41号
債務者　吉川　良夫
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１３号
千葉県柏市大島田592番地８　コーポ・サンフラワー102号
債務者　菊地　重男
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１４号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地13棟502号
債務者　竹本　美子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２５号
千葉県流山市南流山１―21―６　山一コーポ101、住民票上の住所千葉県流山市南流山１丁目７番地の２　サンハイツ南流山203
債務者　遠藤美喜子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部